【近畿運輸局】

モード	行政処分等 の年月日	局 事業者の氏名又は名称	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分 件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20250206	6 タックン株式会社(法人 番号9120001098047)代 表者谷内昌子		大阪府大阪市城東区今福東1丁目9番37号	本社	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9-37	輸送施設の使用停止 (20日車)	1	道路運送法第27条第3 項	令和6年9月5日、労働局からの通報を端緒として監査を実施、4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅容)第24条第5項(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(3)運転者に対する精導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項(4)運行管理者の講習受講義務違反【講習未受講】(運輸規則第48条の4第1項)	2	2
2	20250206		シンワジドウシャカブシキ ガイシャ	大阪府大阪市東成区東今 里3丁目12番22号	本社	大阪府大阪市東成区東今 里3丁目12番22号	警告		道路運送法第27条第3 項	令和6年11月15日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	O	0
2	20250210		リモトランスファーカブシキ ガイシャ	大阪府門真市三ツ島5丁目 17番12号	本社	大阪府門真市三ツ島5丁目 17番12号	輸送施設の使用停止 (70日車)	1	道路運送法第27条第3 項	令和6年8月1日、新規許可を端緒として監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記 録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第 5項(2)「旅客自動車運送事業者が事業得自 動車の運転者に対して行う指導及び監督の指 針」(平成13年国土交通省告示第1676号)によ る運転者に対して行う指導及び監督の指 は「平成13年国土交通省告示第1676号)によ る運転者に対して行う指導及び監督の指 は「運輸規則第38条第1項(3)運転・保存義 務違反【全て記録なし】(運輸規則第38条第1 項)(4)点検整備関係義務違反【定期点検整備 等の未実施(遺路運送車両法第48条)】(運輸 規則第46条)(5)整備管面法第48条)【(運輸規則第46条)(重輸規則第46条)	7	7

2	20250212	6 伊香交通株式会社(法 人番号4160001007198) 代表者脇坂久雄	イカコウツウカブシキガイ シャ	滋賀県長浜市木之本町大 字木之本1545番地	木之本	滋賀県長浜市木之本町大字木之本1545番地	(76日車)	項	令和6年9月6日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客 自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)) 第21条第5項)(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指告示第1676号。以下、「運転者に対して行う指告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督養務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導及び適性診断受診義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導及び適性診断受診義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法(以下、「車両法」)第48条)】(運輸規則第45条)(8)点検整備関係義務違反【12月点検整備の未実施(車両法第48条)】(運輸規則第45条)
2	20250212	6 有限会社神志タクシー (法人番号 3140002038740)代表者 永田宜史	シー	兵庫県加古川市加古川町 北在家2599番地	本社	兵庫県加古川市加古川町 北在家2599番地	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年7月23日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第1項、第2項)(2)点呼の記録義務違反(一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(4)報員等37条第1項(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針「(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督養務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導及び監督、係る記録の作成・保存義務違反【一部記錄なし】(運輸規則第38条第1項)(7)点検整備関係義務違反【整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出(道路運送車両法第52条)】(運輸規則第45条)(8)届出義務違反【指導主任者退任未届出】(運輸規則第68条第1項第4号)
2	20250225	6 株式会社大寅(法人番号6120001211941)代表者大野創世	カブシキガイシャダイトラ	大阪府大阪市大正区千島 一丁目23番10号	本社	大阪府大阪市大正区小林西2丁目9-1-102	輸送施設の使用停止 (10日車)	1 道路運送法(以下、 「法」)第20条	令和6年9月20日、新規許可を端緒として監査 1 を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)

2 20250227	6 大成交通株式会社(法 タイセイコウツウカブシー 人番号1140002021525) 代表者西井猛	-ガ 兵庫県神戸市中央区雲井 本社 通2丁目1番14号	兵庫県神戸市中央区雲井 通2丁目1番14号	警告	項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の 規定に基づく通知件数(最高速度達反)が過去 一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事 業者が事業用自動車の運転者に対して行う指 導及び監督の指針」による運転者に対する指 導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第38条第1項)	0 (	0
------------	--	--------------------------------	--------------------------	----	---	---	-----	---